

○議長（赤星行人君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第五十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について説明申し上げます。

本案は、福生市農業委員会委員として三期九年間市の行政に貢献されました、福生市大字福生一二八五番地、井上一雄氏を、福生市表彰条例第四条第一号の該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、議会の議決を経て、一般表彰いたしたく御提案申し上げます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十三号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十三号は、原案のとおり同意されました。

（十七番 井上寅吉君着席）

○議長（赤星行人君） 日程第十四 議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について説明申し上げます。

本案は、学校医として二十一年の多年にわたり市の行政に貢献されました、福生市大字福生二四八番地、島田芳明氏を、福生市表彰条例第四条第一号の該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、議会の議決を経て、一般表彰いたしたく御提案申し上げます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十四号は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十五 議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について説明申し上げます。

本案は、保護司として二十二年の多年にわたり市の行政に貢献されました、福生市加美平三丁目三七番地六、大野米子氏を、福生市表彰条例第四条第一号の該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、議会の議決を経て、一般表彰いたしたく御提案申し上げます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださいますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第五十五号について採決いたします。

本案、は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十五号は、原案のとおり同意されました。

[illegible]

○議長（赤星人君） 日程第十六 議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから日程第十八 議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの三案を一括して議題といたします。

本三案について提案理由の説明を求めます。

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第五十六号から議案第五十八号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰について、三議案を一括して説明申し上げます。

彰条例に基づく一般表彰について、三議案を一括して説明申し上げます。

議案第五十六号から議案第五十八号は、いずれも町会長として四年以上市政に貢献され、表彰条例施行規則第三条第一項第二号に規定される副町会長等であつた期間の二分の一を加算いたしましたして、八年の表彰基準を満たされた方々でございまして、議案第五十六号につきましては、福生市大字熊川一六四〇番地、石躍胤明氏を、議案第五十七号につきましては、福生市加美平一丁目六番地一五、小峰正雄氏を、議案第五十八号につきましては、福生市本町九四番地、田村武壽氏を、それぞれ福生市表彰条例第四条第一号の該当者といたしまして表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、議会の議決を経て、一般表彰いたしたく御提案申し上げます。

以上、三議案につきまして慎重御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本三案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第五十六号から議案第五十八号までの三案について採決いたします。

お諮りいたします。

本三案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十六号から議案第五十八号までの三案は原案のとおり同意されました。

○議長（赤星人君） 日程第十九 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから日程第二十三 議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの五案を一括して議題といたします。

本五案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第五十九号から議案第六十三号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰についての五議案を一括して説明申し上げます。

議案第五十九号から議案第六十三号は、消防団員として十五年来にわたり消防行政に貢献され、現在もなお御活躍されております方々でございまして、議案第五十九号につきましては、福生市大字熊川七三六番地、森田龍幸氏を、議案第六十号につきましては、福生市大字熊川四六九番地、龍澤弘義氏を、議案第六十一号につきましては、福生市大字熊川四五九番地、竹田良昭氏を、議案第六十二号につきましては、福生市大字熊川五一一番地清水勉氏を、議案第六十三号につきましては、福生市志茂一八七番地、小室陽一氏を、それぞれ福生市表彰条例第四条第一号の該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、議会の議決を経て、一般表彰いたすべく御提案申し上げた次第でございます。

以上、五議案につきまして慎重御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます。以上、説明にかえさせていただきます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本五案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十九号から議案第六十三号までの五案について採決いたします。
お諮りいたします。

本五案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十九号から議案第六十三号までの五案は原案のとおり同意されました。

○議長（赤星人君） 日程第二十四 議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。
この際、地方自治法第一百七十七条の規定により、井上寅吉君の退席を求めます。

（十七番 井上寅吉君退席）

○議長（赤星人君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について説明申し上げます。

本案は、消防団員として十五年来にわたり消防行政に貢献され、現在もなお御活躍されております、福生市大字福生一二九二番地の二、井上賢司氏を、福生市表彰条例第四条第一号の該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、議会の議決を経て、一般表彰いたすべく御提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十四号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

○議長（赤星行人君）（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。よって議案第六十四号は、原案のとおり同意されました。

（十七番 井上寅吉君着席）

○議長（赤星行人君） 日程第二十五 議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について及び日程第二十六 議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についての二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

○助役（浅見裕康君）（助役 浅見裕康君登壇）
御指名をいただきましたので、議案第六十五号及び議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についての二議案を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第六十五号でございますが、消防団員として十五年余りにわたり消防行政に貢献され、現在もなお御活躍されております、福生市大字福生六五五番地二、小澤芳輝氏を、次に議案第六十六号でございますが、福生市大字福生一〇四六番地、井上三男氏につきましては、平成三年三月三十一日の退団に至るまで、実質十四年八ヵ月の在職期間でございますが、表彰条例施行規則第三条第一項第三号の規定によりまして正副分団長の在職期間一年に対しまして十分の三を加算して十五年と相なる方でございまして、福生市表彰条例第四条第一号の該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、議会の議決を経て、一般表彰いたしたく御提案申し上げた次第でございます。以上、二議案につきまして慎重御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます。以上、説明にかえさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本二案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十五号及び議案第六十六号の二案について採決いたします。
お諮りいたします。

本二案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十五号及び議案第六十六号の二案は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十七 議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について説明申し上げます。

本案は、市民の健康と健全な余暇利用を深く認識され、昭和五十九年七月一日からゲートボール場用地として九百六十・〇五平方メートルの土地を無償で提供されております、西多摩郡羽村町川崎二丁目七番三号、中里カメ子氏の行為に対しまして、福生市表彰条例第四条第四号の該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、議会の議決を経て、一般表彰いたしたく御提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます、説明に変えさせ

ていただきます。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第六十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　御異議なしと認めます。よって議案第六十七号は、原案のとおり同意されました。

[illegible]

○議長（赤星行人君） 日程第二十八 議案第六十八号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 小野光朗君登壇)

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第六十八号 市道路線の認定につきまして

御説明申し上げます。

今回お諮りするのには、自転車・歩行者専用道路二路線でございます。まず、市道田園六八号線につきましては、市営プールわきから多摩橋の下をくぐり、多摩川中央公園上流部に接続する幅員二・五メートル、延長三百五十三メートルの道路でございます。既に工事が完了し、通行が可能となりましたため、道路法第八条の規定によりまして認定しようとするものでございます。起点は北田園二丁目三十七番地先に、終点は北田園一丁目三十八番地先にと定めるものでございます。

次の、市道田園六九号線につきましては、多摩川中央公園上流部から新堤防に並行して、既設の自転車・歩行者専用道路であります市道・田園六十六号線に接続する幅員二・五メートル、延長五百二十八メートル

トルの道路でございます。田園六十八号線と同様に、工事完了に伴い通行が可能となりましたため、道沿法第八条の規定によりまして認定しようとするものでございます。起点を北田園一丁目十六番地先に、終点を北田園三丁目二十六番地先にと定めるものでございます。

以上、大變雜駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十八号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって議案第六十八号は、建設委員会に付託することに決
定いたしました。

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（赤星行人君） 日程第二十九 議案第六十九号 福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、議案第六十九号について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、四期十六年の長きにわたり教育委員を務められました木村和男氏は、平

成三年六月十五日をもちまして任期満了となります。木村和男氏におかれましては、非常に教育熱心な方でございますので、私はいたしましては引き続きお願いができればと思っておりますが、御本人からこの際後進に道を譲りたいとの強い御辞退の意思がございました。したがしまして、私はその後任に人格が高潔で、かつ教育に対し識見を有する前原照美氏を教育委員に任命いたしたいと考えております。ついては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の御同意をいただきました。ここに本議案を御提出申し上げた次第でございます。

○ それでは、前原照美氏の経歴について申し上げます。住所は福生市南田園二丁目十四番地三、生年月日は昭和十四年十月二十九日生まれ、五十一歳でございます。履歴につきましてはお手元の資料のとおりでございます。昭和十四年に福岡県に生まれ、学歴は昭和三十六年九州大学医学部付属高等看護学校を卒業され、また、結婚後の昭和五十八年には立教大学法学部法律学科に入学され、昭和六十二年に同大学を卒業された大変な努力家でございます。公職歴といたしましては、青少年問題協議会委員、社会教育委員及び社会教育委員会会議副議長、さらには基本構想審議会委員を歴任されております。また、団体歴といたしましては、福生第五小学校PTA会長及び福生市公立小中学校PTA連合会会長を歴任されております。職歴といたしましては、前原特許事務所にて、現在特許及び法律関係の英文翻訳に従事されております。

以上のように、前原氏は特に教育関係の知識と経験が大変に豊富な方でございますので、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御同意いただきたく、お願い申し上げます。

○ 議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○ 十三番（遠藤洋一君） ただいま市長から提案がありまして、前原さんのことについての公職歴その他について伺うことができませんでしたけれども、私の知っている限りでは女の方だと思っておりますけれども、今まで教育委員さんの中に女の方というのはいたことがあったのですか。このことを伺いたいのと、もう一つは、今の四条の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第四条、任命という項で提案理由の説明があっ

たわけですけども、第四条第三項の委員の任命については、そのうち三人以上、私どもの市は五名ですから、同一の政党に所属することになってはならない。この場合の政党は政治資金規制法に基づく政党というふうな理解でよろしいと思っておりますけれども、並びに第七条の罷免の項第四項、地方公共団体の長は委員のうち二名が既に所属している政党に新たに所属するに至った委員は直ちに罷免する。五項、委員は前四項の場合を除き、その意に反して罷免することがないということになってますけれども、現在の、まずはこの方の政党の所属というのがあるかどうかということをお願いしたいのと、それから今現在、そうしますと今のこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第四条の第三項に抵触するような形になっているかどうかということについて中身を伺っておきたい。つまり、五人の方々がそれぞれ政党所属があれば、何人が何党であればということがあればと思います。

○ 議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午後 一時三十九分 休憩

午後 一時 四十分 開議

○ 議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 市長（石川彌八郎君） 御答弁申し上げます。

政党の問題はどなたもございませんで、それから、過去に女性の方というのでは、公選制で町田キクさんという方が昭和二十七年十一月一日から昭和三十一年九月三十日まで、それから任命制というふうになりましたから、野島カヤさんという方が昭和三十一年十月一日から昭和三十四年九月三十日までと、こういうことのようにございます。

○ 十三番（遠藤洋一君） それでは、女性の方につきましては三人目ということでもわかりましたけれども、政党に関しては、今の第四条の第三項によるところの、この場合政党というのは、もう一遍言いますけれども、政治資金規制法に基づく政党ということですから、政党に属されている方は一人もいらっしゃらないということ。党員はいないということですね。わかりました。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十九号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第三十 陳情第三一七号 敬老金改善についての陳情書を議題といたします。
本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第三一七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第三十一 陳情第三一八号 高齢者専用の公営住宅の建設についての陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第三一八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第三十二 陳情第三一九号 朝・日国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第三一九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十五日から二十四日までの十日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって明十五日から二十四日までの十日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は六月二十五日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後一時四十五分 散会

陳情第三十九号

朝・日国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する陳情書

○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。
○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。
○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。
○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。
○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。

○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。
○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。
○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。
○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。
○議長（岸信介） 陳情第三十九号は、東京のより、同着されました。